

三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例の改正について

令和6年12月18日
環境生活部

1 現行条例について

「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」（以下「飲酒運転0（ゼロ）条例」という。）は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的として、平成25年6月に議員提出条例として制定されました。

2 改正について

（背景）

令和4年4月27日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）」により、飲酒運転0（ゼロ）条例において引用している道路交通法第117条の2及び同法第117条の2の2に第2項が新設されました。その施行については、令和4年10月1日に行われています。

当該法律の改正により飲酒運転0（ゼロ）条例について、項の追加による形式的な修正が必要になります。

（改正内容）

改正後	改正前
<p>（受診義務）</p> <p>第九条 県内外において道路交通法<u>第百十七</u>条の二第一項第一号又は同法<u>第百十七</u>条の二の二第一項第三号の違反行為をした県民（以下この条において「飲酒運転違反者」という。）は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し、当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。</p>	<p>（受診義務）</p> <p>第九条 県内外において道路交通法<u>第百十七</u>条の二第一号又は同法<u>第百十七</u>条の二の二第三号の違反行為をした県民（以下この条において「飲酒運転違反者」という。）は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し、当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。</p>

(施行期日)

公布の日から施行

3 スケジュール (案)

令和7年2月 条例改正の議案提出